

事務事業名		環境審議会開催事業		<input type="checkbox"/> 実施計画掲載事業	<input type="checkbox"/> 総合戦略掲載事業
政策体系	政策名	0 6 自然豊かな環境の保全と創造		事業期間	
	施策名	1 9 生活環境の保全		区分	
	基本事業名	0 2 環境に配慮した生活の推進		単年度繰返	
根拠法令		大船渡市環境基本条例、環境基本法		※期間欄に開始年度を記入	
所属	部課名	市民生活部市民環境課		【開始年度】	
	課長名	鈴木 康代		平成13 年度～	
	係名	環境衛生係	電話	0192-27-3111	
	担当者	米田 大祐	内線	124	
事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述)				事務事業区分	
概要:大船渡市環境基本計画に関する事項や環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議するため、並びに、環境の状況、市が講じた環境の保全及び創造に関する施策の意見を徹するため、大船渡市環境審議会を開催する。 業務内容:①委員の委嘱、②会議資料の作成、③環境施策推進会議(副市長以下庁内部課長)の開催、④審議会の開催(招集、進行、質疑応答、会議録作成)、⑤報酬の支払い 事業費:委員の報償費、費用弁償				A 政策事業	
全体計画(※期間限定複数年度のみ)				総投入量(千円)	
				事業費	総投入量
				財源内訳	国庫支出金
					都道府県支出金
					地方債
					その他
					一般財源
				事業費計(A)	0
				人件費	正規職員従事人数
					延べ業務時間
					人件費計(B)
					トータルコスト(A)+(B)
					0
					0

1 現状把握の部(DO)

(1) 事務事業の目的と指標

① 手段(主な活動)	⑤ 活動指標(事務事業の活動量を表す指標)
前年度実績(前年度に行った主な活動) 前年度の市環境基本計画の実績報告及び令和4年度主要事業、環境公害調査結果等の審議を行うため会議を開催した。 また、第3次大船渡市環境基本計画の策定に係る意見を徹するため会議を開催した。	名称 単位
今年度計画(今年度に計画している主な活動) 前年度の市環境基本計画の実績報告及び令和5年度主要事業、環境公害調査結果等の審議を行うため会議を開催する。	ア 審議会開催回数 回
	イ
	ウ
② 対象(誰、何を対象にしているのか) * 人や自然資源等 市環境基本計画の目標 大船渡市環境審議会委員	⑥ 対象指標(対象の大きさを表す指標)
	名称 単位
	カ 環境基本計画の目標数 件
	キ 審議会委員数 人
	ク
③ 意図(この事業によって、対象をどう変えるのか) 環境基本計画に掲げる施策の進捗を管理するとともに、市の環境保全等に係る意見・提言をしてもらう。	⑦ 成果指標(対象における意図の達成度を表す指標)
	名称 単位
	サ 環境基本計画の進捗に対する意見・提言数 件
	シ
	ス
④ 結果(基本事業の意図:上位の基本事業にどのように貢献するのか) 良好な生活環境を確保する。	

(2) 総事業費・指標等の推移

投入量	事業費	財源内訳	単位	年度						
				2年度(実績)	3年度(実績)	4年度(実績)	5年度(目標)	6年度(目標)	7年度(目標)	
	事業費	国庫支出金	千円	0	0	0	0	0	0	
		都道府県支出金	千円	0	0	0	0	0		
		地方債	千円	0	0	0	0	0		
		その他	千円	0	0	0	0	0		
		一般財源	千円	45	118	153	221	221	221	
	人件費	事業費計(A)	千円	45	118	153	221	221	221	
		正規職員従事人数	人	3	3	3	3	3	3	
		延べ業務時間	時間	100	100	100	100	100	100	
		人件費計(B)	千円	400	400	400	400	400	400	
		トータルコスト(A)+(B)	千円	445	518	553	621	621	621	
⑤活動指標	ア	回	1	2	3	2	2	2		
	イ									
	ウ									
⑥対象指標	カ	件	9	9	9	11	11	11		
	キ	人	19	19	19	19	19	19		
	ク									
⑦成果指標	サ	件	3	4	4	5	5	5		
	シ									
	ス									

事務事業ID	0070	事務事業名	環境審議会開催事業
--------	------	-------	-----------

(3) 事務事業の環境変化・住民意見等	
① この事務事業を開始したきっかけは何か？いつ頃どんな経緯で開始されたのか？ 昭和42年に施行された公害対策基本法により昭和47年に市に交通公害課を新設、同年制定された公害審議会条例によって環境審議会の前身となる公害審議会が設置された。その後、本審議会の設置根拠となる条例が変遷（大船渡市環境審議会条例（平成6年）、大船渡市環境基本条例（平成13年））した。	
② 事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）は、開始時期あるいは前期基本計画策定時と比べてどう変わったのか？ ・平成25年3月に、前計画期間中に生じた様々な状況の変化や震災からの復興による新たなまちづくりを展望しながら、平成25年度から平成34年度までを計画期間とする第2次大船渡市環境基本計画を策定し、地球温暖化対策実行計画や、廃棄物対策、地域環境の保全、環境への配慮などの取組みを進めてきた。 ・令和5年2月に令和5年度から令和14年度までを計画期間とする「第3次大船渡市環境基本計画」を策定し、気候変動への対応、生活環境の保全、自然との共生、資源の循環的利用、協働による環境保全を基本目標に、取組を進めている。	
③ この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？ 特に寄せられていない。	

2 評価の部(SEE) * 原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的 妥当性 評価	① 政策体系との整合性 この事務事業の目的は当市の政策体系に結びつか？意図することが結果に結びついているか？	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 結びついている ▼ 理由・内容 環境審議会は、大船渡市環境基本計画に関する事項や環境の保全及び創造に関する基本的事項の調査審議を目的としており、委員の意見・提言が市の環境保全施策に反映されることで、市民の生活環境保全に結び付く。
	② 公共関与の妥当性 なぜこの事業を当市が行わなければならないのか？税金を投入して、達成する目的か？	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 妥当である ▼ 理由・内容 環境審議会は、市の環境の保全及び創造に関する施策の推進を図るための市環境基本計画の審議や施策の実施状況等について市長に対し意見をいただく場であり、公共関与は妥当である。
	③ 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 適切である ▼ 理由・内容 審議会の目的は、環境基本計画に掲げる施策の進捗を管理するとともに、市の環境保全等に係る意見・提言をしてもらうものであり妥当である。
有効性 評価	④ 成果の向上余地 成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？	<input type="checkbox"/> 向上余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 向上余地がない ▼ 理由・内容 市環境基本計画の実施状況や環境公害測定の結果などを情報提供し、委員から積極的に意見・提言を聴取できるように努めている。
	⑤ 廃止・休止の成果への影響 事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	<input type="checkbox"/> 影響がない <input checked="" type="checkbox"/> 影響がある ▼ 理由・内容 環境基本条例により審議会の設置が定められている。審議会を廃止すると、環境基本計画の策定及び同計画に掲げる施策の実施状況について外部（市職員以外）からの視点による意見の反映がされず、監視機能が働かない。
効率性 評価	⑥ 事業費の削減余地 成果を下げずに事業費を削減できないか？（仕様や工法の適正化、住民の協力など）	<input type="checkbox"/> 削減余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がない ▼ 理由・内容 事業費は、委員への報酬と費用弁償であり削減できない。
	⑦ 人件費（延べ業務時間）の削減余地 やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げずに正職員以外の職員や委託できないか？（アウトソーシングなど）	<input type="checkbox"/> 削減余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がない ▼ 理由・内容 会議開催事務が業務所要時間の大半を占めるが、事務が効率化されるよう工夫しながら行っており、これ以上の削減は難しい。
公平性 評価	⑧ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 公平・公正である ▼ 理由・内容 市の環境保全に関する基本的な事項を審議いただくことで、最終的に大船渡市の環境保全、改善につながり、全市民が受益者となる。

3 今後の方向性(次年度計画と予算への反映)(PLAN)

(1) 改革改善の方向性	(2) 改革・改善による期待成果	(3) 改革改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策又は特記事項等																							
1 現状維持	<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <th colspan="3">コスト</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>削減</th> <th>維持</th> <th>増加</th> </tr> <tr> <th rowspan="3">成果</th> <th>向上</th> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <th>維持</th> <td></td> <td>●</td> <td>×</td> </tr> <tr> <th>低下</th> <td></td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </table>			コスト					削減	維持	増加	成果	向上				維持		●	×	低下		×	×	地球環境や地球温暖化に対する世界的な取組の変化などに十分留意しながら、引き続き開催していく。
		コスト																							
		削減	維持	増加																					
成果	向上																								
	維持		●	×																					
	低下		×	×																					
※(1)改革改善を実施した場合に期待できる成果について該当欄に「●」を記入。 (現状維持の場合、コスト及び成果は「維持」) (終了・廃止・休止の場合は記入不要)																									

4 課長等意見

(1) 今後の方向性	(2) 全体総括・今後の改革改善の内容
1 現状維持	令和4年度においては、第3次大船渡市環境基本計画の策定等にあたり、審議いただいた。大船渡市環境基本条例に基づき設置された審議会であり、市の環境施策について意見を徹し、施策に反映させていくため、今後も継続していく必要がある。